

豊明市監査公表第4号

地方自治法第199条第1項、第3項及び第4項の規定に基づく定例監査等を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表します。

平成29年12月22日

豊明市監査委員

古橋 洋一

毛受 明宏

1 監査の対象

行政経営部 財政課

2 監査の期間

平成29年7月18日から平成29年8月8日まで

3 監査の範囲

平成29年4月1日から平成29年6月30日までに執行した事務事業

4 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

5 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

6 監査の対象

出納室

7 監査の期間

平成29年8月7日から平成29年8月29日まで

8 監査の範囲

平成29年4月1日から平成29年6月30日までに執行した事務事業

9 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

10 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

1.1 監査の対象

豊明市南部児童館、豊明市西部児童館及び豊明市ひまわり児童館の指定管理者株式会社ポピンズ及び当該団体等を管轄する児童福祉課

1.2 監査の期間

平成29年8月21日から平成29年9月12日

1.3 監査の方法

平成28年度指定管理料に係る出納その他事務の執行について、提出された監査資料に基づき、関係人から説明を聴取するとともに関係帳簿の監査を実施した。

1.4 監査の結果

今回監査した豊明市南部児童館、豊明市西部児童館及び豊明市ひまわり児童館の指定管理者株式会社ポピンズ及び当該団体等を管轄する児童福祉課の平成28年度公の施設の指定管理料の出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、次の留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 西部児童館月次報告（1月分）において、報告科目誤りが見受けられたので留意されたい。

また、当該補助団体を所管する児童福祉課においては、月次報告等の確認を徹底するとともに、補助団体に対する指導を十分にされたい。

1.5 監査の対象

豊明市商工会及び当該団体等を管轄する産業振興課

1.6 監査の期間

平成29年8月21日から平成29年9月12日

1 7 監査の方法

平成28年度小規模事業指導費補助金に係る出納その他事務の執行について、提出された監査資料に基づき、関係人から説明を聴取するとともに関係帳簿の監査を実施した。

1 8 監査の結果

今回監査した豊明市商工会及び当該団体等を管轄する産業振興課の平成28年度小規模事業指導費補助金の出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

1 9 監査の対象

豊明市女性防火クラブ及び当該団体等を管轄する消防総務課

2 0 監査の期間

平成29年8月21日から平成29年9月12日

2 1 監査の方法

平成28年度豊明市女性防火クラブ交付金に係る出納その他事務の執行について、提出された監査資料に基づき、関係人から説明を聴取するとともに関係帳簿の監査を実施した。

2 2 監査の結果

今回監査した豊明市女性防火クラブ及び当該団体等を管轄する消防総務課の平成28年度豊明市女性防火クラブ交付金の出納その他の事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

2 3 監査の対象

市民生活部 税務課

2 4 監査の期間

平成29年9月5日から平成29年9月27日まで

2 5 監査の範囲

平成29年4月1日から平成29年7月31日までに執行した事務事業

2 6 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

27 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

28 監査の対象

教育部 学校教育課・学校支援室

29 監査の期間

平成29年9月15日から平成29年10月5日まで

30 監査の範囲

平成29年4月1日から平成29年8月31日までに執行した事務事業

31 監査の項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般事務

32 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。

ただし、下記留意事項が見受けられたので、今後は適正な処理をされたい。

- (1) 自転車置場改修工事（杓掛中）の契約において、指名業者選定調書に一部誤りが見受けられたので留意されたい。

また、下記小中学校の備品及び公金等の管理事務について、物品及び現金の保管状況を調査したところ、おおむね良好な管理がなされていると認められた。

監査実施日及び対象施設名

平成29年10月5日	栄小学校
	豊明小学校
	栄中学校

33 監査の対象

議会事務局 議事課

3 4 監査の期間

平成29年10月6日から平成29年10月30日まで

3 5 監査の範囲

平成29年4月1日から平成29年8月31日までに執行した事務事業

3 6 監査の重点項目

- (1) 収入事務
- (2) 支出事務
- (3) 契約事務
- (4) 財産管理事務
- (5) 一般行政事務

3 7 監査の結果

今回の監査において、上記項目に重点をおき、実施した所管の財務に関する事務の執行については、おおむね適正に処理されていると認められた。